平成２５年（フ）第３３０６号
大阪府東大阪市西岩田３丁目３番52―308号
債務者　実　　敏江
1　決定年月日時　平成25年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　今春　　博
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月21日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３３４６号
大阪市東住吉区桑津２丁目12番２号
債務者　安並　善啓
1　決定年月日時　平成25年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　手島　将志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月21日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１３４１号
横浜市南区大岡３丁目20番24号　ユタカハイツ弘明寺101
債務者　天野　英樹
1　決定年月日時　平成25年７月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平島　慶子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月９日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２３７号
北海道旭川市永山５条８丁目２番10号
債務者　山口いち子
1　決定年月日時　平成25年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小門　史子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月17日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成25年10月10日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１３２９号
名古屋市緑区桶狭間3601番地
債務者　梶野　昭宣
1　決定年月日時　平成25年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊東　正晴
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月24日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成25年10月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２３６号
和歌山市江南131番地
債務者　福本　勝守
1　決定年月日時　平成25年８月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石津　剛彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月28日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第６１６号
京都市伏見区深草正覚町12番地３　鳥羽街道団地Ｌ棟401号
債務者　岡宗　郁子
1　決定年月日時　平成25年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　池田　良太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月30日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成25年10月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第３０３０号
大阪府豊中市北条町１丁目７番11号
債務者　小池　暁子
1　決定年月日時　平成25年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高砂健太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月31日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年10月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３０号
山形県鶴岡市茅原町３―32―16　ＲＯＣ―078、住民票上の住所福島県南相馬市原町区上北高平字太鼓田212番地
債務者　小野寺えみ子
1　決定年月日時　平成25年８月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　充崇
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月28日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年10月18日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２５年（フ）第７９７号
札幌市東区北22条東９丁目１番25号　グランリーベ元町101号
債務者　菅原　美穂
1　決定年月日時　平成25年７月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　康紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月28日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年10月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１３７号
長野県塩尻市大字広丘野村1621番地９
債務者　平野　敦史
1　決定年月日時　平成25年８月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三浦　守孝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月29日午前11時
5　免責意見申述期間　平成25年10月22日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２５年（フ）第２２６号
岐阜市大洞西８番15―305号、市営住宅大洞団地
債務者　大脇　悠次
1　決定年月日時　平成25年８月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　千鶴
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月25日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成25年10月25日まで
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第７８１２号
神奈川県横浜市西区戸部本町34番２号、住民票上の住所神奈川県横浜市青葉区あざみ野２丁目15―22
債務者　林　　悦男
1　決定年月日時　平成25年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　粟田口太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月19日午前11時
5　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで
東京地方裁判所民事第20部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第８４号
滋賀県東近江市建部南町123番地８
債務者　島田東洋志
1　決定年月日時　平成25年８月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月１日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２５年（フ）第６８９号
京都府相楽郡精華町桜が丘１丁目23番地１　山本テラスハウス３号
債務者　川村　博行
1　決定年月日時　平成25年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第７３９号
京都府宇治市槇島町本屋敷51番地の１　グリーンタウン槇島304棟204号
債務者　仲島　　倭
1　決定年月日時　平成25年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第２９３号
兵庫県尼崎市武庫元町１丁目30番５―202号
債務者　平松　　香
1　決定年月日時　平成25年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月１日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係